

健 発 1 1 0 9 第 3 号  
平 成 2 7 年 1 1 月 9 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長  
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第147号）が公布され、感染症に関する情報の収集に関する規定が整備されることとなったことから、これを踏まえ、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用するので了知されたい。